

規約書

第1条（目的）

この規約は株式会社開店市場が主催する動産オークション九州会場及び千葉会場（以下オークションという）について以下の通り規定するもので、オークションへ参加する者は平等取引、不正流通の防止を目的として本規約に同意し遵守するものとする。

第2条(管理・運営)

これらのオークションは、株式会社開店市場が管理と運営をする、第6条で定める場所において行われるオークションである。運営者である株式会社開店市場は、古物営業法に基づく市場規約における取引の管理を行う。

第3条（権利義務の帰属）

オークションの権利義務は、運営者である株式会社開店市場に専属的に帰属するものとする。
また、運営者がオークションの運営・管理に関する業務を行わせるために組織する運営事務局（以下「事務局」という）の権利義務についても同様とする。

第4条（市場参加者）

オークションにおいて古物の出品販売及び購入を行う市場参加者（売主・買主）は、本規約を遵守し、適正に古物の売買を行わなければならない。

また、市場参加者は、オークションへの参加にあたり、市場参加者の所在地を管轄する公安委員会が認可した古物許可証を有し、以下に定める手続きにより事前に事務局から参加承認を得なければならない。

- (1) 参加登録用紙の提出及び写真付き身分証明書
- (2) 古物商許可証の写しの提出
- (3) 入会金 ¥10,000－、年会費 ¥10,000－が発生する。
※不定期開催の千葉会場については対象外とする
- (4) その他の事務局が求める書類の提出並びに事務手続き

第5条（市場開催）

オークションの開催は原則として以下の通りとする。

（但し、変更・中止等がある場合は 当ウェブサイトにて事前に連絡する。）

動産オークション九州会場

開催場所 福岡県嘉麻市上臼井1070

開催日 第2木曜日 9時30分から17時00分
動産オークション千葉会場
開催場所 千葉県八街市砂230-3
開催日 不定期（当社WEBサイトにて事前告知）

第6条（会場の使用）

- （1） 市場参加者は、オークションを開催する会場の使用にあたり、開催者と事務局が定める会場使用上の規則を遵守し、事務局の指示に従うものとする。
- （2） 市場参加者が事務局の指示に従わないとき、事務局はその裁量により市場参加者の承認をいつでも取り消すことができる。
- （3） 前項に拘らず、開催者及び事務局は、オークション会場を使用させることによって、各自もしくは第三者が迷惑を被る可能性があると判断したとき、それぞれの裁量により特定の市場参加者に対し会場への退場あるいは入場を制限し、もしくは条件付き入場を許可する事ができるものとする。

第7条（市場参加者承認の取消）

1. 事務局は、オークション会場参加者が次の各号の一に該当した場合、何らかの通知催告を要せず事務局の裁量により、オークション会場参加者承認の取消を行う事ができる。
 - （1） 本規約に違反したとき
 - （2） 市場参加者の古物商の営業許可が取消となったとき
 - （3） 破産・会社更生・民事再生の申し立てを受け、または申し立てをしたとき
 - （4） 解散の決議を行い、または実質的に営業を廃止したと見受けられるとき
 - （5） 手形・小切手の不渡りを生じたとき
 - （6） 市場参加者として不相当であると事務局が判断するに相当する事由があるとき
 - （7） 第18条（暴力団等の排除）の第1項に該当したとき
2. 市場参加承認の取消に際しては、いかなる事由による取消であっても登録時に提出した書類の返却及び入会金・年会費の返金を行わない。
3. 市場参加者は承認取消によって被った被害の賠償、その他のいかなる請求も事務局に行ってはならない。

第8条（売主の責務）

- （1） 商品の真贋及び欠損などについて明確にする。
 - （2） 商品の残債及び法的問題が無い事を確認し正当な入手経路であること。
 - （3） 譲渡書類の必要な商品の場合には事前に必要書類（譲渡証・印鑑証明等）を確認し全国の陸運支局等で通用する書類一式を成約後に提出する事。（オークション開催後1週間以内）
 - （4） 出品物の搬入日時については、事務局の指示に従うものとする。
- 原則平日9：00～17：00

- (5) オークション終了後、事務局より発行する売買明細書に基づき、販売商品の確認をする。
- (6) 落札後には原則として出品者側からのキャンセルはできない。但し出品者は当社が定める違約金と手数料を当社に支払うことを条件にオークション開催当日に限りキャンセルできるものとする。
尚、違約金については当社を通じて落札者が受取、手数料は当社が受け取るものとする。
※違約金 成約金額の20% (別途消費税)
※手数料はオークション成約にて発生する成約手数料

第9条 (買主の責務)

- (1) 落札希望商品を事前に確認し、欠損や動作状況の確認を行うこと。出品物は中古品であり現状有姿での取引で有ることを理解し、不明点は事前に確認する事。
- (2) オークション終了後、事務局より発行される売買明細書に基づき、購入商品の確認をする。
- (3) 纏め買い (単品でなく、2個以上まとめた物) に関しては、買主の自己責任において落札する事とし商品の返品処理等は一切できないものとする。
- (4) 落札商品についてはオークション開催後1週間以内の引き取りを完了する事。期日を過ぎても引取りをなされない時は当社判断にて所有権を放棄したとみなし処分を行う場合がある。その際発生する費用については別途落札者へ請求するものとする。
引取可能時間は平日9:00~17:00
- (5) 落札商品を引き取る際には商品の状態を確認し出品明細書に記載されている事項との差異は申し出る事。搬出後の部品欠品等の申し出については当社および出品者もその責を負わない。
- (6) 第11条 (クレーム規定) に定める以外に落札者によるキャンセルの申し出はできない。但し落札者は当社が定める違約金と出品者が払うべき手数料を当社に支払うことを条件にオークション開催当日に限りキャンセルできるものとする。なお、違約金については当社を通じて出品者が受取、手数料は当社が受け取るものとする。
※違約金 成約金額の20% (別途消費税)

第10条 (市場売買手数料)

オークションにて売買された古物商品に関し、事務局に対して支払う売買利用手数料は次の通りとする。
売主が事務局に支払う手数料について
売主は原則として古物の販売に係る売買成約額に応じ、下記の手数を当社に支払う事とする。
売買成約額の20% (別途手数料に対する消費税が加算されます。)

例) 売買成約額 100,000 円 (税別) の場合
成約手数料 (20%) 20,000 円 別途消費税 10% 2,000 円 合計 88,000 円が売主へ支払われます。

尚、事務局の判断により必要と認めるときは、売主と個別契約を締結するものとする、売主はこの別に定める個別契約に基づき利用手数料を支払うものとする。

本条に掲げる手数料は、古物売買が成立した時点をもって、当社に対し支払い義務が発生する。

第11条（クレーム規定）

- (1) オークション会場にて動作確認が実施できない場合（原則として機械製品に限る）のクレーム期間は、売買成立の日（オークション開催日）を起算日として1週間とする。クレーム期間経過後は、買主はいかなる理由があろうと売主に対しクレーム義務の履行を要求する事はできない。
- (2) クレーム内容の確認においては当社社員及びメーカー等による診断、見積をもって受付する。
- (3) 売買成立後の商品真贋につき、疑念がある場合は、売買成立の日（オークション開催日）を起算日として1週間以内に事務局の仲介による売主と買主の協議を行うものとする。
- (3) オークション時に判明していた物品の欠損については、本条に適用されない。
- (4) クレーム期間内に返品する商品については、処理費用（送料・返金時の振込手数料等）を含む一切の責を売主が有する。成約手数料についてキャンセルとなった場合でも返金を行わない。
- (5) クレーム期間内に売主買主間の協議が成立しなかった場合には、事務局に裁定を委ねるものとする、その裁定をもって最終とし、両者は異議を申し立てない。
- (6) (1) 規定の期間を過ぎても所有権や残債等の法的問題が発生した場合にはこの限りではない。

第12条（市場内の古物管理）

- (1) 会場内古物の所有権は、オークション開催までは売主に帰属し、成約後は買主に帰属する。
- (2) 古物の滅失・毀損・盗難等が発生した場合、事務局に故意もしくは重大な過失がある場合を除き、その責任は所有権を有する者がその責任を負うものとする。
- (3) 古物の根本用に古物に付属していたダンボール類は、梱包されていた古物の所有権を有する者がこれを管理するものとする。その他のダンボール等は、会場に持ち込んだ者がこれを管理するものとする。正当な事由なくこれらの搬出を怠った場合、事務局は自己の裁量によりこれを処分し、処分に要した費用を本来管理すべきものに請求する事ができる。

第13条（決済の方法）

- (1) オークションの代金は、オークション開催日を含め3営業日以内に現金をもって決済する事とする。尚、事務局の判断により必要と認めるときは、個別契約を締結するものとし、この別に定める個別契約に基づき支払うものとする。
- (2) 事務局は決済の円滑化を図るために、売買明細書を発行する事とする。尚、売買明細書の再発行は、原則しない事とする。
- (3) 事務局は売主買主間の債権債務について、代位弁済及び立替払いをする義務を有さない。
- (4) 事務局は買主に支払い能力がないと判断した場合、売買商品の所有権を一時事務局に移し、当商品を事務局が自己の判断で処分できる事とし、処分に係る費用（代金の不足を含む）を別途買主に請求できる事とする。

- (5) 第 11 条に定めるクレーム規定によりキャンセルに至った場合には当社にて出品者への請求及び落札者への返金手続きをクレーム決済後 3 営業日での返金処理を行う。

第 14 条 (禁止事項)

市場参加者に対し以下の事項を禁止する。

- (1) 売主買主が市場内において、市場を経由せずに直接古物売買を行うこと
- (2) 本規約に違反すること
- (3) 当オークション及びその他の第三者の権利、利益、名誉を損ねる事
- (4) 虚偽の情報により市場参加者登録する事
- (5) 市場参加者資格を第三者に貸与・譲与する事
- (6) 市場参加者資格を第三者と共用する事
- (7) 市場参加者たることで取得した他社の秘密を漏洩する事
- (8) オークション開催中に限らず会場内外での動画撮影、SNS 等への投稿する事

第 15 条 (個人情報の取扱)

事務局は原則として、市場参加者情報を市場参加者の同意なく、第三者に開示しない。ただし、以下の場合には市場参加者の事前の同意なく、これらの情報を開示できる。

- (1) 公管長等の公共機関から法律に定める権限に基づき開示を求められた場合
- (2) 当市場の権利、利益、名誉などを保護するために必要であると判断した場合

第 16 条 (付帯事項)

(1) 参加について

- a. 市場参加者は、オークション開催の都度、事務局に対してメール・電話等による参加申込みをする。
- b. 事前の参加申込みがない場合は事務局の判断により、参加を認めない事がある。
- c. 事務局の判断により必要と認めるときは、参加者と個別契約を締結するものとし、参加者は個別契約に基づき参加申込みをする。
- d. 登録事項に変更がある場合は、速やかに事務局に連絡をする事とする。
- e. 連続して半年以上参加しない場合は、当該市場参加承認は自動的に消失する。ただし事務局が認める場合はこの限りではない。尚、登録時に提出した書類の返還および入会金の返金は行わない。

(2) 委託販売品の取扱いについて

- a. 売上代金の払い込みが必要な場合、振込手数料は売主の負担とする。
- b. 商品の返送に伴う費用は、全て売主の負担とする。

(3) 売買商品の管理について

- a. 販売商品については、売主が商品を管理するために、原則、荷札等を付ける事とする。
 - b. 買主は、商品を買った時点で商品を再度確認する事とし、第11条（クレーム規定）以外の責務は、売主にないものとする。
- (4) 規約の更新について
- 当規約の更新は、市場参加者に断りなく随時当ウェブサイトにて告知する事とし、当ウェブサイトにて掲載された時点から適用する事とする。
- (5) 古物営業法11条に基づき（許可証などの携帯等）市場参加者は許可証を持参し、携帯してオークションに参加すること。また、市場参加者は、その代理人、使用人その他の従業員（以下「代理人」という）に行商させるときは、当該代理人などに、国家公安委員会規則で定める様式の行商従業員証を携帯させること。尚、事務局は、許可証及び同行者の行商従業者証を確認することがあり、不携帯の際は入場を断ったり、途中退場を求める場合がある。

第17条（表明保証）

市場参加者は、オークションの参加前から現時点までの全ての時点において、次の次号の事項を表明し、保証する。

- (1) 自らが暴力団、暴力団関係者（関係団体）、いわゆる総会屋、社会運動標榜団体その他の反社会力またはその構成員（以下総称して「暴力団員」という）ではなく、かつその恐れもない事。
- (2) 自らの役員、またこれと実質的に同等の支配力を有すると認められる社員、債権者もしくは株主（出資者）等は暴力団等ではなく、かつその恐れもない事。
- (3) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与がない事。
- (4) 暴力団等と社会的に避難されるべき関係を有していない事。

第18条（暴力団等の排除）

オークション参加者に、前条の表明保証に反する事実が判明したとき、または、自らもしくは第三者を利用して、事務局、他の市場参加者、その他オークションに関与する者に対して次の各号の一に該当する行為をしたときは、事務局は、第7条（市場参加者承認の取消）に基づき何等かの催告を要せずして市場参加者の承認を取り消すことができる。

- (1) 障害、脅迫、恐喝、器物破損、拳銃不法所持等の暴力的犯罪をおこなったとき
- (2) 暴力団等の威力を背景に粗野な態度、言動などを行ったとき
- (3) 業務を妨害し、または妨害する恐れのある行為を行ったとき
- (4) 名誉や信用を毀損し、または毀損する恐れのある行為を行ったとき

第19条（協議解決）

当社が主催するオークションの管理・運営に関して本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、その関係者は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第20条（委託業者）

搬入・搬出を委託した輸送業者が起こした事故等についてはオークション会場内で発生した場合で、あっても当社はその責を負わない。またこの場合、輸送業者を依頼した会員が全ての損害を賠償するものとする。第11条に規定する搬出時の確認においても同様とする。

第21条（合意管轄）

本規約に関して事務局と裁判上の紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（雑則）

（1） 免責

当社は以下の場合において会員に発生した一切の損害について責任を負わないものとする。

- ・コンピューター等の設備故障等によるオークション実施不能。
- ・通信機器・コンピューター等の障害によるオークションの中断、遅延により発生する損害。
- ・人災・天災に起因するサービスの提供の停止遅延による損害。

（2） 賠償責任

- ・会員が本規約に反した行為（出品前盗難履歴等の事前確認義務違反等）若しくは違法に当社サービスを使用したことにより当社に損害を与えた場合、当社は当該会員に対し損害賠償の請求（弁護士費用を含む）場合がある。

（3） オークションへの立ち入り

- ・会員申請を行った組織に属さない人間の会場内への立ち入り及び参加を禁じる。

【本規約に関するお問合せ】

〒820-0502

住 所 福岡県嘉麻市上臼井 1070 番地

電 話 Tel 094-843-4326

オークション事務局 担当 石川 隆一